

# 第 3 5 回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成26年4月28日（月）午後2時00分より  
於：島原市有明庁舎3階大会議室

## 第35回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成26年4月28日(月) 14時00分
2. 閉会時間 平成26年4月28日(月) 14時28分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
  - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
7. 報告事項
  - 報告第1号 合意解約通知書について
  - 報告第2号 農地賃借料の水準について

14時00開始

議長

只今より、第35回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、 〃番 ……委員 〃番 ……委員、

は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、

議長が指名することになっており、・・・番　・・・・・・委員、・・・番　・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さん他3名で、譲受人は、・・・・・・の・・・・・・さんで、畑1筆631平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は6,906平方メートルで、農機具は、トラクター1台、テラー1台、車1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さんで、譲受人は、・・の・・・・・・さんで、畑1筆139.56平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は8,607.46平方メートルで、農機具は、田植機1台、耕運機1台、キャリアー1台、ハーベスター1台、草刈り機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請1番について、

1番について、譲受人は農家で50年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、人参・馬鈴薯を作付し、通作距離は徒歩で3分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請2番について、

2番について、譲受人は農家で45年の農作業暦があります。

本人1人で農業を営んでおり、水稻、白菜、玉ねぎを作付し、通作距離は自宅の隣ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番及び2番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番ですが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の当初計画者は、賃貸人が.....の.....さん、借借人が.....の.....さんで、平成10年7月17日付け長崎県指令10農政第.....号で貸店舗の建築として許可がされていましたが、普賢岳噴火災害の鎮静化に伴い、思ったような需要が見込めなくなったため、取り消しの申請です。

その後、.....さんより、申請地545平方メートルを譲り受け、太陽光発電施設(278.24平方メートル、42.50kw)を設置したいとの申し出があり、今回、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番で新たに申請しております。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、

申請地は・・・の一角にあり、南側、西側、北側は道路、東側は農地となっております。  
雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。  
（「なし」という発声）

議長

ご意見等ありませんので、第2号議案の1番 許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。  
（「異議なし」という発声）  
並びに、第4号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。  
（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による 許可処分の取消願の1番は取消を認めることに決定し、県知事に進達します。  
また、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番については 許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。  
次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

1番の申請人は・・・の・・・さん、申請地788平方メートルに、太陽光発電施設（346.83平方メートル、49.50kw）を設置したいとの申請です。  
申請地は、都市計画区域内の用途地域未指定区域で市街化傾向が著しく住宅が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。  
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番について、1番の申請地は・・・の一角にあ

り、北側は農地、東側は雑種地、南側は水路を挟み宅地、西側は申請者所有の宅地となっております。  
雨水は水路放流及び自然流下ということで、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。  
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。  
次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は・・・・の・・・・さん、申請地1筆328平方メートルと隣接する・・・・番・の一部と一体に、木造平屋建賃貸住宅63.78平方メートルを2棟、建築したいとの申請です。  
申請地は、都市計画区域内の用途地域未指定区域で市街化傾向が著しく住宅が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。  
被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、2番の申請地は・・・・の一角にあり、北側、東側は申請人所有の宅地、南側、西側は道路となっております。  
雨水は道路側溝へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。  
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の申請人は・・・の・・・さん、申請地1筆1, 555平方メートルに、太陽光発電施設(633.61平方メートル、44.0kw及び38.5kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域であることから、第3種農地と地判断しております。先日の現地調査のなかで、現地調査委員から現状の被害防除計画だけでは雨水の流出について被害が及ぶのではないかという指摘がありました。

現地調査後、申請人に確認したところ、申請地の周囲に高さ30センチのブロックを設けフェンスを設置し、隣接地への土砂・雨水の流出を防止するということでした。

よって、被害防除計画については今回添付しているものに、「申請地の周囲に高さ30センチのブロックを設けフェンスを設置し、隣接地への土砂・雨水の流出を防止する」というような文面を記載したうえで、県に進達する予定です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地及び道路、東側は宅地、西側は申請者所有の農地、南側は農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。  
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の申請人は・・・の・・・さん、申請地1筆700平方メートルに、太陽光発電施設（368.40平方メートル、49.50kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と地判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、4番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は農地、西側は宅地となっております。

雨水は水路へ放流するというので、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。  
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の申請人は・・・町の・・・さん、申請地1筆1,024平方メートルに、太陽光発電施設(392.88平方メートル、49.90kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

先日の現地調査のなかで、現地調査委員から「農地の隣接部に設置するブロックの高さはどれくらいですか。」という質問があつておりました。現地調査後、申請人に確認したところ、40センチのブロックを設けるということでした。

よって、被害防除計画については今回添付しているものに、「ブロック40センチ」というような文面を記載したうえで、県に進達する予定です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側、西側は農地、南側は道路を挟み農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の賃貸人は・・・町の・・・さん、借入人は・・・の有限会社・・・・・・ 代表取締役・・・・さんです。

申請地1筆394平方メートルを借り受け、店舗の従業員及び来客用の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

なお、下流の水田の所有者より、田越しの水の対策について、4月22日に転用者・水田所有者2名及び関係者の現地立ち合いのもと、図面に記載しております用水路を確保するという事で同意されましたので報告いたします。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は鉄道敷、南側は水路を挟んで農地、西側は賃貸人所有の宅地となっております。

雨水は水路放流及び自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

3番の賃貸人は・・・の・・・さん、借入人は・・・の有限会社・・・取締役・・・さんです。

太陽光発電施設(324.12平方メートル、49.50kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

なお、この申請は平成25年11月27日第30回総会において、第4号議案の6番で申請があり、許可相当と議決いただいた分ですが、申請人が太陽光パネルの入荷が遅れ工期内の完了が難しいと判断され、12月2日に取り下げ申請があり、12月の総会で報告した分の再申請です。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は賃貸人所有の雑種地、南側は河川、西側は農地となっております。

雨水は自然流下及び河川へ放流ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局

4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんです

申請地1筆231平方メートルを譲り受け、木造2階建店舗兼住宅78.00平方メートル（建築面積）を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、4番の申請地は・・・」の一角にあり、北側は譲渡人所有の農地、東側及び南側は宅地、西側は水路を挟んで道路となっております。

雨水は道路側溝へ、汚水および生活排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、<sup>じよせき</sup>除斥の必要がありますので、  
・番 . . . . . 委員の退場を求めます。

( . . . . . 委員 退場 )  
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、5ページから7ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	8件	31筆	28,184㎡
耕作権の再設定	6件	6筆	8,500㎡
耕作権の移転	2件	6筆	3,897㎡
合計	16件	43筆	40,581㎡

です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。

・番 . . . . . 委員 の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員 入場)

・・・・・・委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画(案)は承認することに決定しましたので報告します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集8ページをご覧ください。

合意解約通知書については、

2件 2筆 2, 116㎡の届けがありました。

次に報告第2号について説明いたします。

これは、島原市の農地賃借料の水準についてでありまして、平成25年1月から12月までに締結・告示された賃貸借における賃借料水準、10a当りを記載しております。右側が25年分、左側が参考として前年分を計上しております。そして、田(水稻)の部、畑の部と分かれて、安中地区・中央地区・杉谷地区・三会地区・大三東地区・湯江地区別に平均額・最高額・最低額・データ数となっております。データ数は24年分が160件、25年分は236件となっております。

つきましては、農地の賃貸借契約をするときの参考としてください。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第35回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時28分